

# 石狩南高等学校同窓会—石翔会—会則

## 第1章 総則

第1条 本会は石翔会と称し、本部事務局を北海道石狩南高等学校内におく。但し、必要に応じて支部をおくことができる。

第2条 本会は会員相互の親睦と、母校ならびに会員の隆盛発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会誌・名簿等の発行
- 2 会員の親睦共済
- 3 母校の事業の後援
- 4 その他本会の目的遂行に必要な事業

## 第2章 会員

第4条 本会は次の会員で構成する。

- 1 正会員・・・北海道石狩南高等学校卒業生、及び本校に在籍した者で入会を希望する者。
- 2 特別会員・・・北海道石狩南高等学校の現職員及び旧職員

## 第3章 役員

第5条 本会は次の役員をおく

- 1 名誉会長 1名 現母校校長
- 2 顧問 若干名 旧母校校長
- 3 会長 1名 正会員中より幹事会で選出し、総会で承認を得た者。
- 4 副会長 2名 同上
- 5 幹事長 1名 同上
- 6 常任幹事 若干名 幹事会の互選による。但し、会計幹事2名を含むものとする。
- 7 幹事 卒業時の各組毎に、男女1名ずつ2名を選出する。
- 8 会計監査 2名 正会員より、総会で選出する。但し、前記役員とは兼任できない。

第6条 役員の任期は次のとおりとする。但し再任は妨げない。

- 1 名誉役員（名誉会長・顧問）を除く役員の任期は3年とする。
- 2 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。但し、任期は前任者の任期の残り期間とする。
- 3 役員は任期を終えても後任者が決まるまでその職務を続けなければならない。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 名誉会長・顧問は会長と協力して本会の円滑な運営を図る。
- 2 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事長は常任幹事の分掌する任務を総括し、幹事会・常任幹事会を主宰する。
- 5 常任幹事は会計・庶務・編集等の任務を分掌し、会の企画運営に当たる。
- 6 幹事は会員間の連絡にあたり、常任幹事を補佐する。
- 7 会計監査は会計業務を監査し、前年度の監査の結果を総会に報告する。

## 第4章 会議

第8条 本会の会議は総会と役員会とする。

### 1 総会

(イ) 本会の最高機関であり、特別の事由のない限り、毎年8月第2日曜日に母校で開くものとし、次の事項を協議する。

- (1) 会務報告
- (2) 予算・決算の審議
- (3) その他必要な事項

(ロ) 臨時総会は次の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員が必要と認めたとき
- (3) 会員の5分の1以上が会議の目的事項を示してその開会を要求したとき。

(ハ) 議長は総会にて正会員の中より選出する。

### 2 役員会

(イ) 常任幹事会は常任幹事で構成し、本会の執行機関であり、会の事業計画、予算立案、その他必要事項を協議し、会の運営に当たる。

(ロ) 幹事会は幹事で構成し、総会に次ぐ決議機関であり、常任幹事会の諮問事項を協議・決議する。

第9条 総会・役員会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第10条 止むを得ない場合は、幹事会をもって総会に代えることができる。

第11条 幹事会は、止むを得ない場合、文書をもってこれに代えることができる。

## 第5章 会計

第12条 本会の会計は、正会員の終身会費、及び寄付金、その他の雑収入をもってこれにあてる。

第13条 正会員は入会と同時に終身会費2,000円を納入するものとし、また特別な事業を行う場合は適宜臨時会費を徴収することができる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 付則

第15条 会員は、住所・姓名等一身上の異動があったときは、速やかに自クラスの幹事に連絡し、幹事はこれを本部事務局まで連絡しなければならない。

第16条 本会則の改正は、総会の承認を必要とする。

第17条 本会の運営に必要な細則の制定または改廃は、常任幹事会において定める。

第18条 本会は必要により、事務職員を委嘱することができる。

第19条 本会則は昭和61年3月10日より施行する。

「改正」本会則は、平成7年8月20日より施行する。

## 北海道石狩南高等学校同窓会褒賞規程

- 1 目的：この規程は、母校である北海道石狩南高等学校の3学年に在籍生徒のうち日常の教育活動に於いて顕著な成果をおさめた生徒に対し、その努力を称えるものとして設けるものである。
- 2 表彰基準は、次のとおりとする。
  - (1)学業成績において、優秀な成績を修めた者
  - (2)スポーツ及び文化的活動等で優れた成績を修めた者（全国大会）
  - (3)その他、本校教育活動上表彰に値すると認められた者
- 3 表彰は次により行う
  - (1)上記の(1)～(3)に該当する者
  - (2)表彰は、卒業式または同窓会入会式において、同窓会長から表彰状並びに記念品を贈呈する。(1人1万円程度)
- 4 表彰人数
  - (1)男女各1名（毎年選考する）
  - (2)その他、該当する者（いない場合がある）
- 5 表彰者の選考・決定
  - (1)表彰者の選考は、学年及び生徒会顧問（部活動顧問）の推薦により、卒業学年が審議する。
  - (2)表彰者の決定は、学年会・部会の原案に基づき、職員会議を経て、校長が決定し、同窓会へ申請する。

### 【付則】

この規程は、平成28年11月26日より施行する。（総会の日）